

魅力と活力のある学校づくり

－学校評価を組み込んだ学校要覧、学校経営計画の作成に向けて－

学校経営係長 梶 本 修

Kajimoto Osamu

要 旨

各学校においては、従来からの学校要覧や学校経営計画の見直しを図り、学校評価システムを組み込んだ利用価値の高いものに変えていく取組が必要である。常日ごろから、学校評価システムを組み込んだ学校要覧や学校経営計画を活用して、全教職員がそれぞれの教育実践を振り返り、点検・評価することで、継続的・組織的な学校改善が可能となろう。また、学校の教育活動を積極的に保護者や地域住民等へ情報提供する手段としても大いに活用したい。

キーワード： 学校経営、学校評価、学校要覧、学校経営計画

1 はじめに

各学校が自校の教育活動を改善し、魅力^{あふ}溢れる学校づくりを進めるためには、P D C Aのマネジメントサイクルに基づく学校評価の実施が不可欠である。また、学校の取組を保護者や地域の人々に説明し評価を受けることは、学校の説明責任を果たす上からも極めて重要である。

本県においては、平成16年12月に県教育委員会が作成した「教育の改善に生かす学校評価」と題した学校評価の手引きを基に、平成17年度から、すべての県立学校の学校評価が本格的に実施された。また、県内の小・中学校等でも学校評価の実施が進んでいる。しかし、その実情をみると、実施内容のばらつきや評価結果の公表が十分でないなどの課題もみられる。

そうした中、平成17年10月に発表された中央教育審議会の答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、学校評価の充実や義務化の必要性、第三者評価の検討等について述べられた。この答申を受け、平成18年3月、文部科学省は「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を策定し、国としての学校評価の大綱を示した。

そして、平成18年10月に設置された教育再生会議の第1次報告（平成19年1月24日）においては、第三者機関（仮称「教育水準保障機関」）による外部評価・監査システムの導入等が提言された。

学校評価を巡るこのような流れの中、筆者は従来から県内の大半の学校が型どおりに作成してきた学校要覧や学校経営計画、また、近年の情報化の進展に伴い各学校が開設するようになった学校ホームページ（以下、学校HPと記す。）を、学校評価の有効な公表手段と捉え、学校評価システムを組み込んだ利用価値の高いものにすべきだと考え、本研究に取り組んだ次第である。

2 研究目的

本県の県立学校の学校要覧、学校経営計画及び学校HPにおける学校評価等の公表実態を集約するとともに、先行文献を基に学校評価を組み込んだ実用的な学校要覧や学校経営計画の在り方を考える。

3 研究方法

- (1) 法規等に定められている学校要覧、学校経営計画、学校評価等にかかわる内容を整理する。

- (2) 本県の県立学校の学校要覧、学校経営計画及び学校HPにおける学校評価等の掲載状況を調べる。
- (3) 学校評価を組み込んだ学校要覧、学校経営計画作成に参考となる先行文献を探る。

4 研究内容

- (1) 法規等に定められる学校要覧、学校経営計画や学校評価等の内容

研究の基礎として、法律や本県の規則等で定められている学校要覧、学校経営計画や学校評価、学校評議員等に関する条文等を整理した。

- ア 学校要覧、学校経営計画（教育計画書）に関して

学校に備えるべき表簿として、奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の第一章「総則」第二節「課程学科等」の中で、次のように示されている。

（表簿）

第八条 県立学校には、概ね次の表簿を備えなければならない。

一 学校沿革誌及び学校要覧

（略）

十一 教育計画書

また、指導計画の報告として、同規則の第二章「教育活動」第一節「教育課程、行事」の中で、次のように示されている。

（指導計画の報告）

第十四条 校長は、学年当初に学習指導、生徒指導、進路指導等の計画をたて、これを教育長に報告しなければならない。

- イ 学校評価及び情報提供に関して

学校評価及び情報提供に関しては、高等学校設置基準の第一章「総則」の中で、次のように示されており、同様の内容が小学校設置基準及び中学校設置基準においても示されている。

（自己評価等）

第三条 高等学校は、その教育水準の向上を図り、当該高等学校の目的を実現するため、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

二 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行ものとする。

同じく、高等学校設置基準の第一章「総則」の中で、次のように示されている。

（情報の積極的な提供）

第四条 高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

更に、文部科学省からの通知「小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について」（平成14年3月29日付け13文科初第1157号）の中で、制定等の趣旨として、自己評価等及び情報の積極的な提供に関する規定を設けることが述べられている。また、同通知の中で、「自己評価等」にかかわる留意事項7点及び「情報の積極的な提供」にかかわる留意事項3点が述べられている。更に、同通知では、高等学校についても同様とする旨が述べられている。

また、奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の第四章「職員」の中で、次のように示されている。

（学校評価）

第三十二条の六 校長は、学校の教育水準の向上を図り、学校の目的を実現するため、教育活動そ

- 他の学校運営の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 二 校長は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、適切な項目を設定して行うものとする。
- 三 校長は、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。
- 四 学校評価の実施等に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

また、「県立学校における学校評価実施要項」のⅢ「実施」の中で、次のように示されている。

2 学校経営計画の策定と公表

校長は、重点目標とそれを実現するための方策、評価項目及び評価方法等からなる学校経営計画を策定する。

また、当該年度当初に適切な機会を設定し、学校経営計画を保護者・地域社会等に公表する。

ウ 学校評議員に関して

文部科学省の「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」や県教育委員会の「学校評価の手びき」では、外部評価に関しても述べられている。そこでは、外部評価委員会の構成者の一例として学校評議員が挙げられており、学校評価に重要な役割を担うことにもなる。

学校評議員の設置・運営参加に関しては、学校教育法施行規則の第二章「小学校」第一節「設備編制」の中で、次のように示されている。

(学校評議員の設置・運営参加)

第二三条の三 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

二 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

三 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

また、準用規定として、同施行規則の第四章「高等学校」第三節の中で、次のように示されている。

(準用規定)

第六五条 … (略) …、第二三条の三、… (略) …の規定は、高等学校に、これを準用する。

また、奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の第四章「職員」の中では、次のように示されている。

(学校評議員)

第三二条の五 校長は、学校運営上必要があると認めるときは、学校評議員を置くことができる。

二 学校評議員は、校長の求めに応じて、教育活動の実施、学校と地域社会の連携の進め方など、校長の行う学校運営に関して、意見を述べ、助言を行うものとする。

三 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦に基づき委員会が委嘱するものとする。

四 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、又同様とする。

五 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

また、「奈良県立学校学校評議員制度実施要綱」では、制度導入の趣旨を、次のように示している。

学校が、開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を保護者や地域住民等に周知するなど学校としての説明責任を果たしていく観点から本制度の導入を図るものである。

(2) 県立学校の学校要覧、学校経営計画及び学校HPにおける学校評価等の掲載状況

本県の県立学校の現況を把握すべく、平成18年度の県立学校58校（高等学校全日制課程39校、定時制通信制課程10校、障害児教育諸学校9校）の学校要覧と学校経営計画、平成18年12月現在の県立学校H

Pにおける学校評価及び学校評議員に関する内容の掲載状況を集約した。(表1)

ア 学校要覧について

学校要覧に学校評価と学校評議員の両方が記載されている学校は1校あった。この学校は、学校要覧と学校経営計画の内容が全く同じものである。

イ 学校経営計画について

学校経営計画に学校評価の内容の記載がある学校は11校(19.0%)あった。学校評議員の記載がある学校は16校(27.6%)あるが、その中身は組織表等の中に「学校評議員」という言葉が記載されている程度のものである。

ウ 学校HPについて

学校HPに学校評価の内容の記載がある学校は16校(27.6%)、学校評議員の記載がある学校は3校(5.2%)あった。

(3) 学校評価を組み込んだ学校要覧、学校経営計画の例

学校要覧作成の際に参考となる宮城県の研究と、学校経営計画作成の際に参考となる東京都の研究から、その概略を紹介する。

ア 宮城県教育研修センターの研究報告より

学校要覧は、主として各学校の経営計画や教育計画を要約したものであり、教育活動を外部へ公表する手だてとしての役割をもっている。しかし、学校教育法施行規則等の省令では特に作成の義務付けがないため、各学校の独自性に基づいて作成されており、だれを対象に置くかによってその内容や体裁は変わってくる。

宮城県教育研修センターでは、平成16・17年度に学校評価の研究を行う中で、各学校の教育活動のダイジェストである学校要覧に着目した。学校要覧を、保護者や地域住民等にも広く配布し、経営計画や教育計画を分かりやすく公表できる資料としての意味をもつものにするため、学校要覧に学校評価を取り入れることで、学校評価の資料としても活用できるものにするを提言している。

この報告書では、学校要覧の見直しの観点として、右の4点を提起している。

また、学校要覧の項目と学校評価との関係を整理し、学校改善に生かす

という視点で評価に適する学校要覧の項目を提言したものが、次ページの表2である。

また、学校要覧の体裁の見直しの観点として、保護者や地域住民等向けにするための内容の工夫と表現の工夫を、次のように提起している。

表1 学校経営計画(学校要覧)及び学校HPにおける学校評価の掲載状況(平成18年12月現在)

		学校経営計画	
		有り	無し
学校HP	有り	6校 ※a	10校 ※b
	無し	5校 ※c	37校 ※d
※e			

※a…内、1校は学校要覧にも記載有り、又、1校はHPへの掲載準備中
 ※b…内、1校は定時制、又、1校はHPへの掲載準備中
 ※c…内、1校は定時制
 ※d…すべての障害児教育諸学校が含まれる
 ※e…学校HP未開設2校

(見直しの観点)

- ① 経営計画や教育計画を要約したものになっているか。
- ② 参観者や教育関係者だけでなく、保護者や地域住民等にも学校の教育活動を理解してもらうために作成されているか。
- ③ 各学校の特色が表現されているか。
- ④ 保護者や地域住民等にも分かりやすい内容や体裁になっているか。

(内容の工夫)

- 読み手が知りたい内容に絞る。
保護者や地域住民等が、現在、必要とする内容を優先する。
- 掲載項目数やページ数を減らす。
保護者や地域住民等が見て、簡単に理解できるような掲載項目数やページ数にまとめる。これにより、印刷ページ数が減り、学校にとっても経済的で、自校での印刷も可能となる。

表2 学校要覧と学校評価との関係

学校要覧の項目		評価に適した項目
学校の概要	住所、校章、校歌	
	沿革史	
	地域の概要	
	児童・生徒数	
	校舎平面図	
	教職員一覧	
学校経営	学校経営の方針	○
	学校教育目標	○
	目指す児童・生徒像	○
	目指す学校像	○
	目指す教師像	○
	「今年度の実践」	◎
教育課程	主な行事予定	○
	年間授業時数	

※ ○は適している、◎は最適であることを示す。

(表現の工夫)

- (1) 分かりやすい平易な文の使用
例えば、「学校経営方針」を「このような学校を目指します」や「こんな学校にします」に、「沿革史」を「学校のあゆみ」や「学校の歴史」などの表現とする。
- (2) レイアウト等の工夫
 - 強調して伝えたい内容の字体を変えたり、変形させたり、枠等で囲んだりする。
 - 強調して伝えたい内容を真ん中に配置したり、領域ごとにまとめて掲載したりする。
 - 強調して伝えたい内容に関連のある画像や写真を掲載する。

イ 東京都教育委員会の研究報告より

東京都では、平成14年10月に「都立高校改革推進計画・新たな実施計画」が発表され、新しい都立高校改革が始められている。本計画では、都民に信頼され魅力ある学校づくりを進めるため、各学校へのマネジメントシステムの導入、学校経営の視点に立った予算・人事面における校長裁量権限の拡大など、ソフト面の改革の重要性に言及している。校長の権限拡大とともに、学校経営計画の実現に向けた校長のリーダーシップ発揮とその結果責任が問われることになることから、東京都教育委員会では、校長の経営方針のもと教職員が一丸となって自律的改革に取り組む必要があるとの認識に立ち、学校経営計画策定検討委員会を組織した。この委員会では、すべての都立学校においてPDCAのマネジメントサイクルを導入した学校経営計画を策定するための検討が行われ、平成14年11月に報告書が出された。この報告書の要点は、学校評価を単独で考えていくのではなく、学校経営計画の中の一つの活動としてとらえていることである。

報告書では、学校経営計画に盛り込む基本的な項目として、「目指す学校」、「中期的目標と方策」、「今年度の取組目標と方策」の三つを設け、それぞれ次のとおりの内容としている。

(目指す学校)

- 各校の社会における存在意義や、教育サービスにおいてアピールすべき部分を、具体的かつ簡潔に表す。
- 生徒が入学することで得られる教育サービス内容を明らかにする。
- 入学希望者が学校選択する際のメニューである。

- (中期的目標と方策)
- 「目指す学校」を具体的に実現するため、校長の在任期間約3～5年程度の目標と方策を設定する。
 - 3～5年後の到達イメージを明示した段階的な実施計画である。

- (今年度の取組目標と方策)
- (1) 教育活動の目標と方策
- 「中期的目標と方策」を踏まえ、1年間の学校の教育活動全般についての指針となるものである。
 - 教職員の意欲を喚起し、組織目標となり得る具体的な目標を設定する。
- (2) 重点目標と方策
- 「中期的目標と方策」を踏まえ、その年度の重点目標と方策を設定する。
 - その年度の目玉となるもので、必ず数値目標を設定する必要がある。

5 研究結果と考察

本県の県立学校の平成18年度学校経営計画における学校評価の掲載状況は、県立学校全体でみると、2割にも満たない実態であることが判明した。また、学校HPにおける学校評価の掲載状況は、それよりもやや高いが、それでも3割弱である。学校要覧に学校評価や学校評議員に関する内容が記載されている学校は、皆無に等しい。これらの実態とこれまでの学校での経験を踏まえた上で、次のような提言をしたい。

本県の各学校においては、これまでから作成してきた学校要覧や学校経営計画を抜本的に見直すことが求められる。年度当初に、前年度の学校要覧や学校経営計画を基に、部分的な修正を行う程度の見直しでは、時代に先駆けた魅力ある学校づくりは困難であろう。各学校が、学校要覧や学校経営計画を、PDCAサイクルに基づく学校評価システムを組み込んだ利用価値の高いものに変えていく取組が必要である。このような学校要覧や学校経営計画を活用し、学期末や年度末といった定期はもとより、常日ごろから、全教職員がそれぞれの教育実践を振り返り、点検・評価することで、継続的・組織的な学校改善が可能となろう。

筆者が考える学校要覧、学校経営計画見直しの要点は、以下のとおりである。

- ① すべての学校において、学校要覧や学校経営計画に、前年度に実施した学校評価総括表及び本年度計画段階の学校評価総括表を掲載する。
- ② 学校評価総括表には、学期ごとの評価欄を設け、評価の際には教職員一人一人が下した評価及び校務分掌や学校等の組織として下した評価を記入するなど、学校改善のために有効な活用を図る。
- ③ 教職員の視点だけでなく、保護者や学校評議員、地域住民等の視点を考慮し、掲載情報を設定する。また、魅力と活力ある学校づくりのためには、保護者や地域住民等の理解と協力が重要である。これまで以上に学校を開かれたものとし、保護者や地域住民の方々の意見を取り入れた学校評価に基づく学校経営を行うことが大切である。そのためには、保護者や地域住民等に学校の情報を積極的に提供する必要がある、その手段としての学校要覧や学校経営計画、学校HPなどの活用と充実が求められる。

6 おわりに

本研究では、学校評価との関連から、学校要覧や学校経営計画を中心に、その有効な活用について述べたが、学校には、これら以外にも従来から作成されてきている様々な資料や帳簿がある。今後は、それらの一つ一つについて、その必要性と有効性を吟味し、活用度を高める工夫が重要である。

参考・引用文献

- | | | |
|-------------------------------|-------------|-----|
| (1) 学校評価「みやぎの学校改善」の手引き | 宮城県教育研修センター | 平18 |
| (2) 都立学校におけるマネジメントサイクルの導入に向けて | 東京都教育委員会 | 平14 |